

## 情報セキュリティ基本方針

全国中小企業団体中央会（以下、本会）は、本会で取り扱う情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守ることを社会的責務と認識し、以下の方針に基づき、本会全体で情報セキュリティに取り組めます。

### 1. 経営者の責任

本会は、経営者主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

### 2. 体制の整備

本会は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を本会の正式な規則として定めます。

### 3. 役職員の取組み

本会の役職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取組みを確かなものにします。

### 4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

本会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、社会的責務に応えます。

### 5. 違反及び事故への対応

本会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には、適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日：2021年1月7日  
全国中小企業団体中央会